

# 【熊本<sup>まん</sup>蔓延防止宣言】

まん延防止等重点措置に係る熊本県の対策

令和3年8月19日改定

熊本県



**県独自の対策強化：熊本県全域**

**重点措置による対策強化：熊本市**

**期間：令和3年8月8日(日)から 9月12日(日)**

**根拠：新型インフルエンザ等対策特別措置法**

## **1 基本的な感染防止対策の徹底**【特措法第24条第9項】

- ① 症状がなくとも、マスク着用**
- ② こまめな手洗い・手指消毒**
- ③ 発熱時は仕事等を休み、すぐにかかりつけ医等に電話相談！**

- ・「新しい生活様式」の実践をお願いします。
- ・マスク着用、手洗い、人と人との距離の確保等の感染防止対策を徹底して下さい。
- ・帰宅直後の手洗いや入浴、発熱等の症状がある同居者と部屋を分けるなど、家庭内における感染防止対策を徹底して下さい。
- ・厚生労働省がリリースした接触確認アプリの積極的な利用をお願いします。

## 2 移動・外出について

不要不急の外出は控えて下さい。特に、発熱やかぜの症状がある場合は厳に外出を控え、特に会食等に参加しないようにして下さい。

外出する必要があるときは、マスク着用等の感染防止対策を徹底し、「3つの密」のある場は避けて下さい。

**また、県内で感染が拡大している現状を踏まえ、感染機会を半減させるため、混雑した場所等への外出は、機会や人数を半分にするなどに対応をお願いします。（8月20日から）**

### 県全域における対策【特措法第24条第9項】

#### 移動

- ・ **全ての県外への不要不急の移動※を控えて下さい。**  
特に、緊急事態措置区域との往来は厳に控えて下さい。
- ・ 県外に在住する家族や親戚、友人等に対して、本県への帰省や旅行を控えるよう呼び掛けて下さい。

#### 外出

- ・ **日中も含めた不要不急の外出※を控えて下さい。**  
特に、午後9時以降は徹底して下さい。
- ・ 路上・公園等での集団飲酒等はしないで下さい。

※…医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除きます。

### 熊本市における重点的対策【特措法第24条第9項、第31条の6第2項】

#### 外出

- ・ **日中も含めた不要不急の外出※を控えて下さい。**  
特に、午後8時以降は徹底して下さい。
- ・ 路上・公園等での集団飲酒等はしないで下さい。
- ・ 午後8時以降、飲食店にみだりに出入りしないようにして下さい。

# 3 会食について

全国的にも、会食を原因とする感染は相次いでおり、ハイリスクであることが分かっています。リスクを避ける行動を徹底して下さい。

## 県全域における対策【特措法第24条第9項】

会食は、宅飲みを含み、感染リスクを最小化するために、下記に留意して実施して下さい。

- ①なるべく普段から一緒にいる人と
- ②人数を絞って
- ③「会食時の感染リスクを下げる4つのステップ」を遵守して

県内全域で、深夜遅くまでの飲酒や会合など、感染拡大につながる行動を控えて下さい。

感染防止対策が講じられていない飲食店は利用しないようお願いします。

### 熊本県作成 会食時の感染リスクを下げる4つのステップ

飲酒を伴う懇親会や大人数での飲食、長時間におよぶ飲食等は、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが高まる場面に該当しますが、様々な工夫と一人一人の心がけて、感染リスクを下げることは可能です。  
**感染リスクを下げる4つのステップをみんなで実践しましょう！**

#### STEP1 予約時に下げる！

- お店を予約する際に、感染防止対策を実施しているお店か確認しましょう。  
➢ 感染防止対策を実施しているお店は、ステッカーの掲示等で確認できます。
- 他の団体客との接触を減らすため、部屋を別にする、パーティションで空間を分けるなどの対応が可能かお店と相談しましょう。
- 大人数（5人以上）での会食の場合は、テーブルを分ける、席の配置を斜め向かいにする、席と席の間にアクリル板を設置するなどの対応が可能かお店と相談しましょう。



#### STEP2 会食前に下げる！

- 発熱等の症状の有無を確認し、体調の悪い人は参加しないようにしましょう。
- 入店時に手指消毒を行い、マスクを着用したまま、すぐに着席しましょう。

#### STEP3 会食中に下げる！

- 食事中でも、会話をする際はマスクを着用しましょう。  
➢ 食事の時間と会話の時間を分けるなどの工夫が効果的です。
- 大声での会話や席の移動は控えましょう。
- 箸やコップの使いまわしはやめましょう。
- 深酒は控えましょう。アルコールを飲みすぎの人がいたら、ソフトドリンクを勧めましょう。
- 飲酒の影響で参加者の気分が高揚し、マスク無しの会話や大声での会話が行われるなど、感染防止対策が実施されない状況になってしまったら、早めにお開きしましょう。



#### STEP4 会食後に下げる！

- はしご酒は控えましょう。
- 帰宅直後の手洗いや入浴により、家庭内にウイルスを持ち込まないようにしましょう。
- 万が一、発熱等の症状が出た場合は、かかりつけ医等に電話相談のうえ、医療機関を受診しましょう。また、幹事等に連絡し、参加者と情報共有しましょう。

# 4 飲食店事業者の皆様への要請

## 熊本市を除く地域における対策【特措法第24条第9項】

### (1) 営業時間短縮を要請します。

	【認証店※】	【認証店※以外】
対象施設	午後9時以降も営業する全ての飲食店	午後8時以降も営業する全ての飲食店
期間	令和3年8月8日(日)から令和3年 <u>9月12日(日)</u> まで	
要請内容	午後9時から翌日午前5時までの間、施設内に設けた客席の使用を伴う営業をしないよう要請します。(酒類提供ラストオーダー・客による持ち込みは、午後8時30分まで)	午後8時から翌日午前5時までの間、施設内に設けた客席の使用を伴う営業をしないよう要請します。(酒類提供ラストオーダー・客による持ち込みは、午後7時まで)

※…「熊本県飲食店感染防止対策認証制度」の認証を受けた店舗（認証申請中の店舗を含む）

(2) 「熊本県飲食店感染防止対策認証制度」の認証を受けるか、県が示した業種別の「感染防止対策チェックリスト」、国が取りまとめている感染拡大予防ガイドラインにより、十分感染防止活動を行い、それが県民に分かるよう、ステッカー等を掲示して下さい。



# 熊本市における重点的対策【特措法第24条第9項、第31条の6第1項】

(1) 全ての飲食店について、**午後8時までの営業時間短縮を要請します。**

## 対象施設

午後8時以降も営業する全ての飲食店

## 期間

令和3年8月8日(日)から令和3年9月12日(日)まで

## 要請内容

午後8時から翌日午前5時までの間、施設内に設けた客席の使用を伴う営業をしないよう要請します。

(2) 「熊本県飲食店感染防止対策認証制度」の認証を受けるか、県が示した業種別の「感染防止対策チェックリスト」、国が取りまとめている感染拡大予防ガイドラインにより、十分感染防止活動を行い、それが県民に分かるよう、ステッカー等を掲示して下さい。

(3) 全ての飲食店について、**終日の酒類の提供（利用者による店内持ち込みを含む）の自粛を要請します。**

(4) 次の感染防止対策を実施して下さい。

- ・熊本市で取り組まれている飲食店従業員向けのPCR検査の受検を推奨する
- ・事業所への入場者の感染防止のための整理及び誘導を行う
- ・発熱その他の症状のある者の入場を禁止する
- ・手指の消毒設備を設置する
- ・事業所を消毒する
- ・入場者に対するマスクの着用その他の感染防止に関する措置を周知する
- ・正当な理由なくマスクの着用その他の感染防止に関する措置を講じない者の入場を禁止する
- ・施設の換気を行う
- ・アクリル板等衝立の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止措置を講じる
- ・飲食が主たる業の店舗のカラオケ設備の利用を自粛する

# 5 イベントの開催に係る要請

## 県全域における対策【特措法第24条第9項】

### 期間

令和3年8月8日(日)から令和3年9月12日(日)まで

### 要請内容

参加人数は、下記の【人数上限】、【収容率】のいずれか小さい方に制限して下さい。  
営業時間は午後9時までとして下さい（無観客で開催されるものを除く）。  
県の「イベント等の開催制限について」を参考とし、感染防止対策を徹底して下さい。  
全国的な人の移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントの開催を予定する場合、  
施設管理者又はイベントの主催者は県に事前相談して下さい。

		①大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合	②大声での歓声・声援等が想定される場合等
人数上限		5,000人	
収容率	要件※1を全て満たす場合	100%以内	50%以内※2
	満たさない場合	50%以内※2	

※1…これまでクラスター等が生じておらず、適切な感染防止対策が徹底されていることについての要件。  
県HPの「イベント等の開催制限について」をご確認下さい。

※2…異なるグループ又は個人間では座席を1席空けることとしつつ、同一グループ（5人以内に限る）内では座席等の間隔を設ける必要はない。すなわち、収容率は50%を超えることもありうる。

### 【チケット販売の取扱い】

人数上限5,000人又は収容率50%のいずれかを上回るチケットを既に販売済の場合は、8月9日(月)以降の新規販売を停止します。それ以降については、上記の条件を満たすもののみの販売を可とします。

# 6 集客施設等への要請

## 県全域における対策【協力依頼】

### 対象施設

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条第1項各号に掲げる別表の施設

### 期間

令和3年8月8日(日)から令和3年9月12日(日)まで

### 内容

#### (1) 営業時間短縮の協力依頼

床面積に関わらず、午後9時以降も開業する施設は、不要不急の外出自粛の徹底及び施設における感染を防ぐため、**午後9時から翌日午前5時までの間、施設を使用しないこと**に協力をお願いします。

※**イベント関連施設及びイベントを開催する場合があります施設については、施設の運営に際して、イベント開催か否かに関わらず、「5 イベントの開催に係る要請」に示した人数条件及び収容率を遵守して下さい。**

#### (2) 混雑を避けるための対応の協力依頼（8月20日から）

床面積が1,000㎡を超える物品販売業を営む店舗※においては、混雑が生じるような場合には、入場者が密集しないよう整理誘導等の実施に御協力をお願いします。また、特に混雑が予想される場合は、入場者の人数制限の実施も御検討下さい。

なお、密が生じる可能性がある環境（慢性的に人流が多い・換気がしにくい環境にある等）にある食品売り場については、特に上記の対策を徹底して下さい。

入場者の整理状況については、ホームページ等を通じて広く周知して下さい。

※大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など

# 熊本市における重点的対策【特措法第24条第9項、第31条の6第1項】

## 対象施設

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条第1項各号に掲げる別表の施設のうち、床面積が1,000㎡を超える施設

## 期間

令和3年8月8日(日)から令和3年9月12日(日)まで

## 内容

### (1) 営業時間短縮の要請

午後8時以降も開業する施設においては、不要不急の外出自粛の徹底及び施設における感染を防ぐため、**午後8時から翌日午前5時までの間、施設を使用しないよう要請します。(イベント開催時及び映画館については午後9時から翌日午前5時)**

※**イベント関連施設及びイベントを開催する場合がある施設については、施設の運営に際して、イベント開催か否かに関わらず、「5 イベントの開催に係る要請」に示した人数条件及び収容率を遵守して下さい。**

### (2) 混雑を避けるための要請(8月20日から)

床面積が1,000㎡を超える物品販売業を営む店舗※においては、混雑が生じるような場合には、入場者が密集しないよう整理誘導等の実施をお願いします。また、特に混雑が予想される場合は、入場者の人数制限等の実施により密を避けて下さい。

なお、百貨店の地下の食品売り場等の密が生じる可能性がある食品売り場などについては、特に上記の対策等により密を避ける対応の徹底をお願いします。

入場者の整理状況については、ホームページ等を通じて広く周知して下さい。

※大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など

## 【別表】

施設の類型	施設の種類	施設例
イベント関連施設等	劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場 など
	集会場等	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など
	ホテル等	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
イベントを開催する場 合がある 施設	運動施設	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ など
	博物館等	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など
参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設	遊技場	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター など
	遊興施設	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場 など
	物品販売業を営む店舗	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など（生活必需物資を除く）
	サービス業を営む店舗	ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など（生活必需サービスを除く）

なお、スーパー、コンビニ、ガソリンスタンド、葬儀場、図書館、ネットカフェ、漫画喫茶、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店などは時短要請の対象外です。基本的な感染防止対策の徹底と、入場者の整理誘導等の実施について、御協力をお願いします。

# 7 その他【特措法第24条第9項、協力依頼】

## 事業者

- ・業種別ガイドラインの遵守を要請
- ・テレワークの推進等による出勤者数の7割削減への取組みの協力依頼
- ・職場における感染防止のための取組み（手洗いや手指消毒、換気励行、テレビ会議の活用、昼休みの時差取得等）徹底の協力依頼

## 県有施設

- ・県有施設（図書館・美術館・装飾古墳館を除く）を基本的に休館
- ・全ての施設について、予約済みのものについても、開館時間を午後8時まで（イベント開催時は午後9時まで）とする

## 学校

- ・大学を含む学校に対し、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛の徹底、学校の感染状況に応じて、時差登校、時間短縮、臨時休業の実施等を要請